

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援
---------	----------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	障がい福祉課長 友井 泰範	電話番号	0852-22-6256
----------	---------------	------	--------------

事務事業の名称	障がい者施策推進事業		
目的	(1) 対象	障がい者	
	(2) 意図	計画に基づいた施策を展開することにより障がい者が多様な福祉サービスを受けられるようにする。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法、障害者総合支援法など障がい者に関する各法に基づく審議会等の開催 ・障害者差別解消法に基づく普及啓発、相談体制の整備等 ・様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」の推進 ・県内で開催される障がい者団体の全国規模の大会等への助成 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	障がい者施策審議会開催回数	目標値		1.0	1.0	1.0	1.0
			取組目標値					回
	式・定義	障がい者施策審議会開催回数	実績値	1.0	1.0			
			達成率	-	100.0	-	-	%
2	指標名	あいサポーターの人数	目標値		32,000.0	37,000.0	42,000.0	47,000.0
			取組目標値					
	式・定義	あいサポーターの人数	実績値	27,611.0	33,989.0			
			達成率	-	106.3	-	-	-

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	9,730	10,117
うち一般財源 (千円)	7,170	10,117

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施策審議会、障がい者自立支援協議会の審議等を踏まえ、平成24年度末に障がい者基本計画（平成25年度～平成29年度）を、平成26年度末に第4期障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定 ○あいサポーター数は、対前年度で6,378人の増加（平成27年度：27,611人 → 平成28年度：33,989人）
--

6. 成果があったこと（改善されたこと）

<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者からの相談に対応するため、障がい福祉課に相談窓口を設置し相談員を配置 ・相談窓口を有する関係機関によるネットワークとして、障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例等の共有を図る仕組みをつくった。 ・障害者差別解消法及びあいサポート運動について、障害者週間に各市町村及び各市町村社会福祉協議会にも協力を求め、全県的に街頭キャンペーンを実施するなど普及啓発を図り、あいサポーター数が増加
--

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

<p>①困っている「状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内において、盲導犬の入場を断られるといった合理的配慮が足りなかった事案があった。 ・障害者差別解消法施行後、県内行政機関に設置した相談窓口への障がい者からの相談件数は多くはないが、障がい者が不当な差別的取扱いを受けた時や合理的配慮を提供してもらえなかった時に、解決まで至っていない案件が生じている可能性がある。
<p>②困っている状況が発生している「原因」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法が施行されて間もないため、民間事業者等だけでなく障がい者本人においても、法の趣旨等の理解が十分ではないと推測される。 ・障がい者がどこに相談してよいか分からないという状況が推測される。
<p>③原因を解消するための「課題」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の趣旨や障がい特性に関する普及啓発活動は、単発でなく、毎年度、反復継続的に行う必要がある。 ・相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との情報共有により、情報や事例を蓄積し、相談があった場合に適切に対応できるようにする必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

<ul style="list-style-type: none"> ・県民の皆様や職員に対して、引き続き法の趣旨や、あいサポート運動などを通じた障がいの特性や必要な配慮についての普及啓発活動を行う。 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを進める。 ・障がい者差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、関係機関の相談への対応力を強化する。 <p>こうした取組を反復して、かつ、内容を工夫しながら継続することで、障がいを理由とする差別の解消を推進する。</p>
